

乳幼児健診業務委託契約書

大刀洗町（以下「甲」という。）と、社団法人 小郡三井医師会（以下「乙」という。）とは、母子保健法（昭和40年法律141）第12条及び第13条の規定に基づく健康診査のうち、甲が行う乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の実施について次のとおり委託契約を締結する。

この場合において乙は乙に所属する会員で乳幼児健診に協力する旨を承諾した乳幼児健診協力医師（以下「丙」という。）の代表として契約を締結するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は本契約をもって乳幼児健診に係る業務（以下「業務」という。）の実施を丙に委託し、丙はこれを受託するものとする。

2 前項の規定に基づき丙が行う業務の範囲は、別紙「医師のなすべき業務の範囲」のとおりとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、業務が円滑に遂行されるよう甲に協力するものとする。

2 丙は、母子保健法その他関係法令を遵守し、業務を実施するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約に基づく委託期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 第1条に規定業務の委託料（以下「委託料」という。）は、1回の健診従事につき22,800円（消費税及び地方消費税を含んだ額）とする。

（再委託の禁止）

第5条 丙は、業務を第三者に再委託してはならない。

（委託料の請求及び支払い）

第6条 丙は実施した業務を実施した月の翌月15日までに委託料の支払いを甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があった時は、その日から起算して30日以内に丙に委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙の事情により、この契約が不可能となったときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 この契約を解除する場合は、甲又は乙が1か月前までに相手方に文書で通知するものとする。

（業務従事中の事故）

第8条 甲は、業務に従事中又は甲の指示する指定場所に赴く途中、丙が被った災害については、地方公務員の例に準じて補償する。

第9条 業務従事中の事故等の取扱については、法並びに例規に定めるところによる。

2 当該事業に従事した丙が事故に関連して、医業上の不利益その他の損失を蒙った場合又はそのおそれがある場合には、甲は、その損失を補償し又は防止するため適切な措置を講じること。ただし、その事故が丙の故意又は重大な過失によって生じた場合

はこの限りではない。

3 甲は、委託業務に関して受診者が損害を被ったときは、健康被害に対する救済措置を講じるとともに、その損害が業務を担当した丙の過失による場合には、甲において賠償責任を負担するものとする。この場合において、丙に重大な過失がない限り、甲は丙に対して求償することはできない。

4 委託業務を担当した丙が、受診者から損害賠償の訴えを提起された場合には、甲は訴訟参加などによって丙に全面協力するものとし、丙が賠償責任を負担しなければならない場合には、丙に重大な過失がない限り、甲においてその損害を直ちに補填するものとする。

(秘密保持)

第 10 条 乙及び丙は、業務に関し、直接又は間接に知り得た個人情報等の秘密を一切他にもらしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間終了後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 乙及び丙は、業務に係る個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 業務に係る個人情報を他の用途に使用してはならない。

(2) 業務に係る個人情報を、甲の許可なく複写し、又は第三者に閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

(罰則)

第 12 条 乙及び丙は、業務に係る個人情報を第三者に漏らしたときは、大刀洗町個人情報保護条例(平成17年大刀洗町条例第24号)に規定する罰則の適用を受けるものとする。

(協議)

第 13 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 22 年 4 月 1 日

甲 福岡県三井郡大刀洗町大字富多 8 1 9 番地
大刀洗町長 安丸 国勝

乙 福岡県小都市上岩田 1 2 4 6 番地
社団法人 小郡三井医師会
会長 蒲池 壽

医師のなすべき業務の範囲

甲が行う乳幼児健診の種類は3から5か月児健診、9から11か月児健診、1歳6か月児健診及び3歳児健診とし、委託業務の範囲は母子保健法施行規則（昭和40年法律第141号）第12条の規定及び法第12条の規定の中で医師に関する業務とする。